

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

規 則	○ 教育委員会関係旅費、食糧費等に関する開示基準規則の一部を改正する規則……	教育総務課	1頁
	○ 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 ……………	教 職 員 課	1頁
	○ 教育委員会関係行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則 ……………	特別支援教育課	1頁
告 示	○ 三重県個人情報保護条例第49条第2項の実施機関が別に定める機関を定める告示 ……………	教育総務課	2頁

規 則

教育委員会関係旅費、食糧費等に関する開示基準規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年五月三十日

三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

三重県教育委員会規則第十一号

教育委員会関係旅費、食糧費等に関する開示基準規則の一部を改正する規則

教育委員会関係旅費、食糧費等に関する開示基準規則（平成八年三重県教育委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十九条」を「第三十四条」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年六月一日から施行する。

三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年五月三十日

三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

三重県教育委員会規則第十二号

三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

三重県立学校の管理運営に関する規則（平成十三年三重県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第五十六条第三号中「に従事する」を「をつかさどる」に改める。

第六十七条第二項中「つかさどる」を「総括する」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会関係行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年五月三十日

三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

三重県教育委員会規則第十三号

教育委員会関係行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

教育委員会関係行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成二十八年三重県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第二（第三条関係）中

<p>一 条例別表第三の二の項の三重県教育委員会規則で定める情報</p>	<p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第一項若しくは第三項の支援給付又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第一項の支援給付の支給を必要とする状態にある者又は支給を受けていた者に係る特別支援学校就学補助経費の支弁に関する情報</p>
--------------------------------------	---

を

<p>一 条例別表第三の二の項の三重県教育委員会規則で定める情報</p>	<p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第一項及び第三項の支援給付、平成十九年改正法附則第四条第一項の支援給付並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第一項の支援給付、平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第三項の支援給付及び平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付の支給を必要とする状態にある者又は支給を受けていた者に係る特別支援学校就学補助経費の支弁に関する情報</p>
--------------------------------------	---

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

三重県教育委員会告示第14号

三重県個人情報保護条例（平成14年三重県条例第1号）第49条第2項の実施機関が別に定める機関を次のように定めます。

平成29年5月30日

三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

名称

- 三重県総合博物館
- 三重県立美術館
- 斎宮歴史博物館
- 三重県埋蔵文化材センター
- 三重県生涯学習センター

附 則

- この告示は、平成29年6月1日から施行する。
- 三重県個人情報保護条例第64条第2項の実施機関が別に定める機関（平成26年三重県教育委員会告示第13号）は、廃止する。

発 行
津 市 広 明 町 13 番 地
三 重 県 教 育 委 員 会

印 刷
有 限 会 社 第 一 プ リ ン ト 社